

建設工事等最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川空港ビル株式会社（以下、「当社」という。）が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 最低制限価格を設ける建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、予定価格が130万円を超える建設工事（建設工事等低入札価格調査要領（以下「低入札調査要領」という。）第2条（対象工事等）に規定するものを除く。）の請負契約並びに予定価格が50万円を超える測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 建設工事の請負契約の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費（間接労務費）の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費（工場管理費）の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額

(調査基準価格の記載)

第4条 対象工事等に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(有効な入札)

第6条 この要領において、「有効な入札」とは、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 条件付き一般競争入札に付する建設工事等ごとに定める入札参加資格のない者がした入札

- (2) 開札までの間に前号の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- (3) 設計金額を事前公表した建設工事等において、その金額よりも高い金額でした入札
- (4) その他建設工事等ごとに定めた入札の無効に関する事項に該当し、無効とした入札

(最低制限価格の算定方法)

第7条 最低制限価格の算定において、次の各号のいずれかに該当する場合は、調査基準価格を最低制限価格とする。

- (1) 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が2千5百万円未満の建設工事であるとき。
- (2) 有効な入札の最低の価格が調査基準価格以上であるとき。
- (3) 有効な入札をした者が1者又は2者であるとき。

(入札の執行)

第8条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札者を落札者としなないこととする。この場合、当該入札者は落札者としなない旨を告げるものとする。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、この者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。